

- 感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校管理職が顧問教員等から事前に活動計画書等を提出させ、内容を確認した上で実施の可否を学校管理職が判断します。
- ⑤ 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時はマスクを外します。特に、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の児童は、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。
- ⑥ 校外学習など、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策を事前に指導します。

## 2 児童・生徒に寄り添った指導・支援の充実について

これまでもあらゆる教育活動の実施にあたっては、各学校の校長のリーダーシップの下、「西東京市子ども条例」や「西東京あったか先生」に基づいて、児童・生徒の心に寄り添った指導や支援を柱として進めてきました。マスクの対応についても、改めて理解し、取組の徹底を図るため、各校において教職員研修を実施します。

## 3 学校の児童・生徒への周知について

各校では、今週中に時間を設定し、別添資料の内容について児童・生徒に一斉に指導・周知を行います。

### 【別添資料】

- 新型コロナウイルス感染症対策 子どものマスクの着用について（A4判）  
（厚生労働省 文部科学省）

[担当]

西東京市教育委員会教育部

学校保健に関すること 464-1311 (学務課)

学校教育・指導に関すること 464-1311 (教育指導課)